変更した事項
光度　一二〇カンデラ
光達距離　五・五海里
記事　一　薄暮、薄明時は、光度一、二〇〇カンデラで点灯する。
二　通航船に対し、橋脚の存在を明示するため、照明灯を橋脚下部に設置し、橋脚を照射している。
三　本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター管理

名称　大鳴門橋橋梁灯（C一灯）
位置　孫埼灯台（徳島県鳴門市）の東方約六一〇メートル
所在地
北緯　三四―一四―一七
東経　一三四―三八―五九

変更年月日　平成二十八年五月十七日

名称　大鳴門橋橋梁灯（L一灯）
位置　大鳴門橋橋梁灯（C一灯）の西南西方約一八〇メートル
所在地
北緯　三四―一四―一五
東経　一三四―三八―五二

変更した事項
光度　一二〇カンデラ
光達距離　五・五海里
記事　一　薄暮、薄明時は、光度一、二〇〇カンデラで点灯する。
二　通航船に対し、橋脚の存在を明示するため、照明灯を橋脚下部に設置し、橋脚を照射している。
三　本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター管理

変更年月日　平成二十八年五月十八日

名称　徳島第四号灯浮標
位置　徳島県徳島小松島港徳島区（徳島沖の洲導流堤灯台の東南東方約九〇〇キロメートル）
所在地
北緯　三四―〇二―五六
東経　一三四―三六―二四

変更した事項
位置　正規位置の八九度約二一〇メートル

変更年月日　平成二十八年五月十八日
記事　一時変更

変更した事項
光度　一二〇カンデラ
光達距離　五・五海里
記事　一　薄暮、薄明時は、光度一、二〇〇カンデラで点灯する。
二　通航船に対し、橋脚の存在を明示するため、照明灯を橋脚下部に設置し、橋脚を照射している。
三　本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター管理

変更年月日　平成二十八年五月十九日

名称　尻屋岬港尻屋東防波堤灯台
位置　青森県尻屋岬港（尻屋東防波堤外端）
所在地
北緯　四一―二四―四三
東経　一四一―二五―五四

変更した事項
名称　尻屋岬港東防波堤灯台
位置
所在地　青森県尻屋岬港（東防波堤外端）
北緯　四一―二四―三六
東経　一四一―二五―三九

変更年月日　平成二十八年五月二十日
記事　一時撤去中のところ名称及び位置変更のうえ復旧

名称　大鳴門橋橋梁灯（L二灯）
位置　大鳴門橋橋梁灯（C二灯）の西南西方約一八〇メートル
所在地
北緯　三四―一四―一六
東経　一三四―三八―五二

変更した事項
光度　一二〇カンデラ
光達距離　五・五海里
記事　一　薄暮、薄明時は、光度一、二〇〇カンデラで点灯する。
二　通航船に対し、橋脚の存在を明示するため、照明灯を橋脚下部に設置し、橋脚を照射している。
三　本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター管理

変更年月日　平成二十八年五月二十七日

名称
位置
所在地　長崎県臼浦港（楠泊東防波堤外端）
北緯　三三―一二―四七
東経　一二九―三四―五五

変更した事項
位置
所在地　長崎県臼浦港（楠泊東防波堤外端）
北緯　三三―一二―四七
東経　一二九―三四―五四

記事
補正

名称　臼浦港楠泊東防波堤灯台
位置
所在地　長崎県佐世保市（高島港外防波堤外端）
北緯　三三―一〇―一一
東経　一二九―三五―二一

変更した事項
位置
所在地　長崎県佐世保市（高島港外防波堤外端）
北緯　三三―一〇―一一
東経　一二九―三五―一二

記事
補正

名称　高島港外防波堤灯台
位置
所在地　長崎県佐世保市（大崎防波堤外端）
北緯　三三―〇九―五九
東経　一二九―三八―三二

変更した事項
位置
所在地　長崎県佐世保市（大崎防波堤外端）
北緯　三三―一〇―〇〇
東経　一二九―三八―三二

記事
補正

名称　九十九島湾大崎防波堤灯台
位置
所在地　長崎県相浦港（一号防波堤外端）
北緯　三三―一〇―五七
東経　一二九―三八―二八

変更した事項
位置
所在地　長崎県相浦港（一号防波堤外端）
北緯　三三―一〇―五六
東経　一二九―三八―二九

記事
補正

○近畿地方整備局告示第百十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年六月十五日

近畿地方整備局長　山田　邦博

第1　起業者の名称　兵庫県

第2　事業の種類　県道三木宍粟線改築工事（丸山バイパス・兵庫県加西市北条町西高室字丸山ノ下地内から同市北条町北条字溝川地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　兵庫県加西市北条町西高室字丸山ノ下及び字ホキ山、北条町東南字ホキ山、字溝西及び字一ノ坪、北条町横尾字西川向並びに北条町北条字溝川地内

2　使用の部分　兵庫県加西市北条町西高室字ホキ山、北条町東南字ホキ山、字溝西及び字一ノ坪、北条町横尾字西川向並びに北条町北条字溝川地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県加西市北条町北条字馬橋地内までの延長1,096mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道三木宍粟線改築工事（丸山バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。